

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2－1－1)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 企業結合の迅速かつ的確な審査		担当部局名		経済取引局		作成責任者名		企業結合課長 岩下 生知		
施策の概要	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、届出に基づいて、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、独占禁止法の規定に違反することが認められた場合には適切に対応するとともに、主要な企業結合事例を公表することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。		政策体系上の位置付け		迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	企業結合(株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等)について、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、迅速かつ的確な企業結合審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期		令和5年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値							
		目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
企業結合計画の届出を受理した案件の処理状況 ①第1次審査(注1) ②第2次審査(注2)		①届出の受理後30日以内 ②全ての報告等の受理後90日以内	令和2年度	①100% ②100%						届出が行われた企業結合計画については、独占禁止法上、法定の期間内に①独占禁止法上問題がないと判断するか、②独占禁止法上問題があるものとして排除措置命令を行うための手続に移行するかを判断しなければならない。また、企業結合を計画している事業者は、市場の状況や動向を勘案しながら、当該企業結合を実施する時機を計画している。そのため、迅速かつ的確な企業結合審査を行う必要があり、本指標を設定し、届出案件の処理状況を測定する。 目標値は、独占禁止法の規定に基づき設定し、処理することとした。	
				①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②該当なし		
				的確な企業結合審査を行うとともに、企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。							
				以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 企業結合の届出受理件数[295件](注3)	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[319件]	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[306件]	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[321件]	以下を始め、的確な企業結合審査に努めるとともに企業結合審査の結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高め、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止に努めた。 ① 同左[310件]			

2	的確な企業結合審査、企業結合審査結果の公表、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止状況	的確な企業結合審査を行うとともに、企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高めることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。	令和2年度	第1次審査における実	② 同左[一日]	② 同左[12日]	② 同左[12日]	② 同左[14日]	一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を有効に防止するには、的確な企業結合審査を実施するとともに、企業結合審査結果の公表内容を充実させ事業者等の予見可能性を高める必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				② 際の平均審査日数[一日]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				③ 禁止期間の短縮を行った件数[145件]	③ 同左[171件]	③ 同左[193件]	③ 同左[240件]	③ 同左[217件]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				④ 公正取引委員会ウェブサイトの企業結合公表事例集への掲載事例件数(注4)[11件]	④ 同左[12件]	④ 同左[12件]	④ 同左[13件]	④ 同左[10件]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				⑤ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集の事例1件当たりの頁数[8.1頁]	⑤ 同左[8.7頁]	⑤ 同左[6.3頁]	⑤ 同左[7.5頁]	⑤ 同左[8.3頁]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				⑥ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された企業結合公表事例集へのアクセス件数(注5)[7,399件]	⑥ 同左[8,053件]	⑥ 同左[6,893件]	⑥ 同左[6,138件]	⑥ 同左[5,521件]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				⑦ 問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額(注6)[約625億円]	⑦ 同左[約13兆9200億円]	⑦ 同左[約3兆5567億円]	⑦ 同左[約1兆3110億円]	⑦ 同左[約5兆3047億円]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</

（注1）当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、受理後30日以内に処理した件数の割合を算出している。

（注2）当該年度内に届出を受理した事案であって、処理が終了した年度にかかわらず、全ての報告等の受理後90日以内に処理した件数の割合を算出している。

（注3）最終的に届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げた件数を含む。

（注4）企業結合審査の透明性及び予見可能性の一層の確保を図る観点から、企業結合を計画している事業者等の参考となると考えられる事例を選定している。

（注5）企業結合公表事例集について、公表月から1年分のアクセス件数を集計したもの。

（注6）公正取引委員会が当年度中に審査を終了した企業結合案件のうち、問題解消措置を講じることを前提として独占禁止法上の問題はないと判断した一定の取引分野の市場規模の額を記載している。

（注7）消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については問題解消措置を講じた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」については公正取引委員会が経済分析に基づいて推計した率がある場合には当該率を用い、推計した率がない場合には当該率を3％と仮定した。また、「継続期間」については企業結合による価格上昇が見込まれる期間を2年と推定した。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-1-2)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 独占禁止法違反行為に対する厳正な対処		担当部局名		審査局		作成責任者名		管理企画課長 佐久間 正哉		
施策の概要	独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には、排除措置命令を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。		政策体系上の位置付け		独占禁止法違反行為を厳正かつ迅速に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処するとともに、酒類、石油製品及び家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。また、優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処し、独占禁止法違反行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進させることを目標として設定した。		政策評価実施 予定時期		令和5年4月～7月		
測定指標		目標(値)	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値								
			目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等の厳正な対処によるこれらの排除状況並びに独占禁止法違反行為、措置内容の公表状況		令和2年度	独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらを排除するとともに、独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させることにより、独占禁止法違反行為の未然防止に寄与する。								
			以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。	以下を始め、独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に厳正に対処し、これらの排除に努めた。		独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等を排除するには、厳正に対処するとともに、独占禁止法違反行為や措置の内容を広く社会に認知させる必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。		
			申告件数(小売業(注1)に係る不当廉売申告及び優越的地位濫用事件申告を除く。)[944件]	① 同左[939件]	① 同左[955件]	① 同左[750件]	① 同左[833件]				
			② 事件処理件数(排除措置命令)[9件]	② 同左[11件]	② 同左[13件]	② 同左[8件]	② 同左[11件]				
			③ 事件処理件数(確約計画の認定)(注2)[一件]	③ 同左[一件]	③ 同左[一件]	③ 同左[0件]	③ 同左[2件]				
			④ 事件処理件数(警告)[6件]	④ 同左[10件]	④ 同左[3件]	④ 同左[3件]	④ 同左[2件]				
			⑤ 事件処理件数(注意)(注3)[56件]	⑤ 同左[38件]	⑤ 同左[40件]	⑤ 同左[39件]	⑤ 同左[29件]				
			⑥ 対象事業者数(排除措置命令)[39名]	⑥ 同左[51名]	⑥ 同左[41名]	⑥ 同左[46名]	⑥ 同左[42名]				
			⑦ 対象事業者数(確約計画の認定)[一名]	⑦ 同左[一名]	⑦ 同左[一名]	⑦ 同左[0名]	⑦ 同左[2名]				
			⑧ 対象事業者数(警告)[6名]	⑧ 同左[11名]	⑧ 同左[3名]	⑧ 同左[3名]	⑧ 同左[3名]				
			⑨ 課徴金額[85億1076万円]	⑨ 同左[91億4301万円](注7)	⑨ 同左[18億9210万円]	⑨ 同左[2億6111万円]	⑨ 同左[692億7560万円]				
			⑩ 課徴金納付命令等の対象事業者数[31名]	⑩ 同左[32名](注7)	⑩ 同左[32名]	⑩ 同左[18名]	⑩ 同左[37名]				

			⑪ 一事業者当たりの課徴金額[2億7454万円]	⑪ 同左[2億8571万円] (注8)	⑪ 同左[5912万円]	⑪ 同左[1450万円]	⑪ 同左[18億7231万円]		
			⑫ 刑事告発件数[1件]	⑫ 同左[0件]	⑫ 同左[1件]	⑫ 同左[0件]	⑫ 同左[0件]		
			⑬ 課徴金減免申請件数[102件]	⑬ 同左[124件]	⑬ 同左[103件]	⑬ 同左[72件]	⑬ 同左[73件]		
			⑭ 課徴金減免制度の適用が公表された事件処理件数(注4)[7件]	⑭ 同左[9件]	⑭ 同左[11件]	⑭ 同左[7件]	⑭ 同左[9件]		
			⑮ 排除措置命令等を行った全事件の平均事件処理期間[約20か月(うち意見聴取手続開始から排除措置命令等までの平均期間約3か月)]	⑮ 同左[約15か月(同左約2か月)]	⑮ 同左[約17か月(同左約2か月)]	⑮ 同左[約12か月(同左約2か月)]	⑮ 同左[約18か月(同左約2か月)]		
			⑯ 独占禁止法の法的措置等に関する日刊新聞の報道量(注5)[6,450行]	⑯ 同左[6,077行]	⑯ 同左[6,684行]	⑯ 同左[5,595行]	⑯ 同左[7,638行]		
			⑰ 排除措置命令等によって保護された消費者利益額(注6)[約346億円]	⑰ 同左[約749億円]	⑰ 同左[約654億円]	⑰ 同左[約29億円]	⑰ 同左(注9)[約2035億円]		
2	酒類、石油製品及び家庭用電気製品の小売業における不当廉売事件の平均処理期間	原則2か月以内	令和2年度	原則2か月以内					
				1.7か月	2.0か月	1.9か月	1.7か月	1.8か月	
3	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件についての迅速な対処状況	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。	令和2年度	酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処する。					酒類、石油製品、家庭用電化製品等の小売業に係る廉売は、複数の小売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すことによって、周辺の小売業者の事業に悪影響が及び、公正かつ自由な競争を阻害する可能性があり、迅速に対処する必要があるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。 測定指標2の目標は、「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」の目標処理期間内に処理することとした。
			以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 小売業に係る不当廉売申告件数[5,210件] ② 小売業に係る不当廉売事件における注意件数(迅速処理によるもの)[841件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[6,090件] ② 同左[1,155件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[4,482件] ② 同左[457件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[2,617件] ② 同左[227件]	以下を始め、酒類・石油製品・家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売事件について迅速に対処した。 ① 同左[1,910件] ② 同左[235件]		

4	優越的地位濫用事件の平均 処理期間(注10)	原則50日以内	令和2年度	－				原則50日以内			自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがある。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。	
				47日	36日	41日	48日	39日				
5	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的な対処状況	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。	令和2年度	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処する。								
				優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 優越的地位濫用事件に係る申告件数[177件] ② 優越的地位濫用事件における注意件数(注11)[50件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[195件] ② 同左[46件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[141件] ② 同左[48件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[253件] ② 同左[56件]	優越的地位濫用事件について効率的かつ効果的に対処した。 ① 同左[450件] ② 同左[27件]				
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号	
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度							
独占禁止法違反行為に対する厳正な対処に係る経費		244,544 (187,178)	243,654 (193,009)	217,096 (186,240)	280,255	1～5	独占禁止法に違反する私的独占、カルテル及び入札談合に厳正に対処するとともに、不公正な取引方法に対し迅速かつ的確に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査、事情聴取等)を行い、違反行為が認められた場合には排除措置を行うほか、警告等の必要な措置を講ずる。				－	
施策の予算額・執行額		244,544 (187,178)	243,654 (193,009)	217,096 (186,240)	280,255	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		平成23年8月9日 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定) 平成21年6月23日 経済財政改革の基本方針2009(閣議決定) 平成21年3月31日 規制改革推進のための3か年計画(再改定)(閣議決定) 平成19年1月26日 第166回国会 施政方針演説				

- (注1) 小売業とは、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業のことをいう。
- (注2) 確約手続は、平成30年12月に開始された手続である。
- (注3) 小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したもの及び優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したものを除く。
- (注4) 平成28年5月31日以前に課徴金減免制度に係る申請を行い、同制度の適用を受けた事業者のうち、適用を受けたことを公表することを申し出た事業者及び平成28年6月1日以降に同制度に係る申請を行った事業者のうち、同制度の適用を受けた事業者については、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率を公表している。また、課徴金減免制度に係る申請の時期に関わらず、同制度に係る申請を行った事業者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額(課徴金の算定の基礎となる売上額)が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない事業者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない事業者のうち、公表することを申し出た事業者を公表している。
- (注5) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。
- (注6) 消費者利益については、「市場規模」、「価格上昇率」及び「継続期間」を乗じることにより推計している。なお、「市場規模」については法的措置を採った事件において違反行為が行われた一定の取引分野の市場規模の額を用いたほか、「価格上昇率」及び「継続期間」については法的措置が採られなければ10%の価格引上げが3年間継続されると仮定した。
- (注7) 課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数については、独占禁止法第63条第1項及び同条第2項(課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整。以下「罰金調整」という。)に基づく決定後の数字である。
- (注8) 罰金調整後の課徴金額及び課徴金納付命令等の対象事業者の数に基づいて計算した数字である。
- (注9) 令和元年度に排除措置命令を行った事件のうち2件については、別々の事業者による行為であるものの、同一市場における行為であるため、重複額を除いて計算している。
- (注10) 優越的地位濫用事件タスクフォースにおける事件処理。
- (注11) 優越的地位濫用事件タスクフォースにおいて注意したもの。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-2-1)

施策名	公正な取引慣行の推進 独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導			担当部局名		経済取引局取引部			作成責任者名		取引企画課長 大元 慎二 官房参事官 菱沼 功		
施策の概要	独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。			政策体系上の位置付け		独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。							
達成すべき目標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。			目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、事業者等からの相談対応を行い、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。			政策評価実施予定時期		令和3年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
		目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度					
1 相談事例集の掲載事例件数	12件以上	令和2年度	10件以上				12件以上				相談事例集の掲載事例件数を充実させることで、事業者等の独占禁止法に対する理解を促すと考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、これまでの実績等を基に設定した。		
			12件	13件	12件	13件	14件						
2 独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和2年度	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。									独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、独占禁止法に係る事業者等からの相談に適切に対応し、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。	
			以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[943件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[15,800件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[977件] ② 同左[16,150件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[991件] ② 同左[18,168件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[868件] ② 同左[15,930件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[934件] ② 同左[17,488件]						

3	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和2年度	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。						独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、事業者等に独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。
				以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。		
				ガイドライン講習会、 ① 講師派遣等の回数 [103件]	① 同左[95件]	① 同左[97件]	① 同左[81件]	① 同左[62件]		
				ガイドライン講習会、 ② 講師派遣等の参加者数[約6,070名]	② 同左[約7,190名]	② 同左[約6,840名]	② 同左[約6,115名]	② 同左[約5,080名]		
				不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[6件]	③ 同左[2件]	③ 同左[4件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]		
				不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約350名]	④ 同左[約40名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約35名]	④ 同左[約15名]		
				ガイドライン講習会、講師派遣等での参加者の理解度[－％]	⑤ 同左[－％]	⑤ 同左[－％]	⑤ 同左[－％]	⑤ 同左[97％]		
ガイドライン講習会、講師派遣等の受講後の参加者の行動予定[－％]	⑥ 同左[－％]	⑥ 同左[－％]	⑥ 同左[－％]	⑥ 同左[87％]						
達成手段		予算額計（執行額） （千円）			当初予算額 （千円）	関連する指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー事業番号
		29年度	30年度	令和元年度						
(1) 不公正な取引方法規制等経費		21,261 (10,859)	26,514 (10,922)	20,510 (14,352)	18,714	3	取引慣行等の適正化を図るため、①説明会の開催等による各種ガイドラインの周知活動、②事業者・事業者団体からの具体的な事業活動に係る相談対応を行う。			－
(2) 事業者・事業者団体相談・指導経費		4,540 (3,478)	4,374 (3,787)	4,376 (3,044)	4,440	1～3				－
施策の予算額・執行額		25,801 (14,338)	30,888 (14,709)	24,886 (17,396)	23,154	施策に係る内閣の重要政策 （施政方針演説等のうち主なもの）			－	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-2-2)

施策名	公正な取引慣行の推進 取引慣行等の実態把握・改善のための提言			担当部局名		経済取引局取引部			作成責任者名		取引調査室長 栗谷 康正		
施策の概要	事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促すとともに、調査結果を公表する。			政策体系上の位置付け		独占禁止法違反行為を未然に防止して、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すことは、公正かつ自由な競争を維持・促進するために必要であり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。							
達成すべき目標	取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。			目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、取引実態調査等を行い、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図ることを目標として設定した。			政策評価実施 予定時期		令和3年4月～6月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値 (水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値									
				目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1 取引実態調査結果の公表 件数		1件以上		令和2年度	2件以上	1件以上							取引実態調査の公表は、独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性向上につながるものであると考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、取引実態調査に必要な標準的な人員、期間等を前提として設定した。
					0件	1件	2件	1件	1件				
					取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。								
					以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。				
					① 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数[0件]	① 同左[12件]	① 同左[2,491件]	① 同左[26件]	① 同左[34件]				
					② 講習会、講師派遣等の実施回数[0件]	② 同左[1件]	② 同左[9件]	② 同左[3件]	② 同左[2件]				
					③ 講習会、講師派遣等の参加者数(注1)[-名]	③ 同左[-名]	③ 同左[-名]	③ 同左[305名]	③ 同左[22名]				

2	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことによる独占禁止法違反行為の未然防止状況	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和2年度	④ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数[一件](注2)	④ 同左[5,676件]	(平成28年4月28日)ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について[5,676件]	(1) 同左[1,313件]	(平成29年6月28日)「液化天然ガス」の取引実態に関する調査について」[8,179件]	(平成29年11月29日)公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[9,502件]	(3) 同左[4,412件]	(平成31年3月13日)クレジットカードに関する取引実態調査について[5,372件]	(4) 同左[2,866件]	(令和2年3月18日)飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について[11,032件]	独占禁止法違反行為の未然防止を図るには、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させる必要があるため、本指標を設定した。
				⑤ 実態調査報告書の日刊新聞の報道量(注1)(注3)[-行]	⑤ 同左[-行]	⑤ 同左[-行]	⑤ 同左[-行]	⑤ 同左[215件]	⑤ 同左[519件]					
達成手段		予算額計(執行額)(千円)			当初予算額(千円)	関連する指標	達成手段の概要等							行政事業レビュー事業番号
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度									
消費財等の流通・取引実態調査経費		3,039 (6,386)	6,356 (4,887)	6,356 (5,081)	6,375	1～2	取引慣行等の適正化を図るため、事業活動の実態調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘して改善を促す。							—
施策の予算額・執行額		3,039 (6,386)	6,356 (4,887)	6,356 (5,081)	6,375	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					—			

(注1) 平成27年度から平成29年度までにおいては、当該方法による集計を行っていないことから空欄としている。

(注2) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注3) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-2-3)

施策名	公正な取引慣行の推進 中小事業者を取り巻く取引の公正化		担当部局名		経済取引局取引部		作成責任者名		企業取引課長 川上 一郎		
施策の概要	下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る実態調査や講習会の開催などにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。		政策体系上の位置付け		下請法等に係る実態調査や講習会の開催などにより、中小事業者に係る公正な取引慣行を推進し、もって国民経済の健全な発達に資する。						
達成すべき目標	下請法等の普及・啓発、実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護する。		目標設定の考え方・根拠		中小事業者の利益を保護するためには、中小事業者に係る取引の公正化の観点から、下請法等の普及・啓発のための講習会及び実態調査を行うことが重要であることから、この目標を設定した。		政策評価実施予定時期		令和2年4月～7月		
測定指標	目標(値)		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値								
	目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1 下請法等の普及・啓発を図ることによる下請取引の公正化の推進状況	下請法等の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。	令和2年度	下請法等の普及・啓発を図ることにより下請取引の公正化を推進する。								下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益を保護するには、下請法等の普及・啓発を通じて下請法等違反行為の未然防止を図る必要がある。そのため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
			以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。	以下を始め、下請法等の普及・啓発を図り、下請取引の公正化の推進に努めた。			
			下請取引適正化推進 ① 講習会の開催数[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]	① 同左[32回]	① 同左[33回]				
			下請取引適正化推進 ② 講習会の参加者数 [4,881人]	② 同左[4,385人]	② 同左[4,725人]	② 同左[4,245人]	② 同左[4,598人]				
			下請取引適正化推進 講習会後の下請法 (下請法の適用範囲及び親事業者の義務について)の理解度 ③ [92.6%](注1)	③ 同左[91.1%]	③ 同左[92.6%]	③ 同左[93.5%]	③ 同左[93.1%]				
			下請取引適正化推進 講習会後の下請法 (親事業者の禁止行為について)の理解度 ④ [94.0%](注1)	④ 同左[93.8%]	④ 同左[94.0%]	④ 同左[95.0%]	④ 同左[94.7%]				
			下請取引適正化推進 ⑤ 講習会後の内容の活用予定[－％]	⑤ 同左[－％]	⑤ 同左[－％]	⑤ 同左[－％]	⑤ 同左[－％]				

			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請法関係のパンフレットへのアクセス数[180,715件]	⑥ 同左[189,013件]	⑥ 同左[165,721件]	⑥ 同左[274,716件]	⑥ 同左[258,840件]		
			公正取引委員会ウェブサイトに掲載された下請取引適正化推進講習会テキストへのアクセス数[36,760件]	⑦ 同左[44,103件]	⑦ 同左[50,111件]	⑦ 同左[89,470件]	⑦ 同左[88,806件]		
			⑧ 勧告事件の日報道量[485行](注2)	⑧ 同左[1,446行]	⑧ 同左[1,152行]	⑧ 同左[457行]	⑧ 同左[720行]		
			⑨ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された勧告事件のアクセス数[72,556件](注3)	⑨ 同左[151,234件]	⑨ 同左[167,187件]	⑨ 同左[95,941件]	⑨ 同左[87,525件]		
2	下請法等に係る実態調査などを行うことによる中小事業者の取引の公正化の推進状況	下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。	—				下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を図る。		
			—	—	—	—	以下を始め、下請法等に係る実態調査などを行い、中小事業者に係る取引の公正化の推進に努めた。		下請法等に係る実態調査などを行うことにより、中小事業者に係る取引の公正化を推進し、中小事業者の利益を保護する必要がある。 そのため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
		令和2年度	① 荷主と物流事業者に係る書面調査の実施状況 [荷主：15,000名、物流事業者：17,666名]	① 同左[荷主：30,000名、物流事業者：40,000名]	① 同左[荷主：30,000名、物流事業者：40,000名]	① 同左[荷主：30,000名、物流事業者：40,000名]	① 同左[荷主：30,000名、物流事業者：40,000名]		
			② 物流事業者との取引内容の検証・改善を求める荷主への文書送付件数[659件]	② 同左[707件]	② 同左[596件]	② 同左[571件]	② 同左[864件]		
			③ 実態調査報告書の公表件数[1件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]	③ 同左[0件]	③ 同左[1件]		

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-2-4)

施策名	公正な取引慣行の推進 下請法違反行為に対する措置			担当部局名	経済取引局取引部			作成責任者名	下請取引調査室長 山岡 誠朗
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置(下請法第7条に基づく勧告)又は指導)を講ずる。			政策体系上の位置付け	下請法の的確な運用により、下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に資する。				
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処することにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。			目標設定の考え方・根拠	下請取引の公正化を推進するとともに、下請事業者の利益を保護するためには、下請法を迅速かつ的確に運用することが重要であることから、この目標を設定した。			政策評価実施予定時期	令和2年4月～7月
測定指標	目標(値)	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値						
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
下請法違反事件の処理期間 1 ①勧告事件 ②指導事件	①10か月以内 ②3か月以内	令和2年度	100%						下請事業者が被っている不利益を早期に回復させることで、下請取引の推進及び下請事業者の利益の保護に有効であると考えられるため、本指標を設定し、対処状況を測定する。 勧告事件では、公表に耐え得る証拠収集・事実認定等のため時間を要する実態に即した処理期間、指導事件では、迅速に処理することが求められる実態に即した処理期間に基づきそれぞれ目標値を設定した。
			①50.0%(2件/4件) ②96.9%(5,793件/5,980件)	①36.4%(4件/11件) ②96.0%(6,048件/6,302件)	①55.6%(5件/9件) ②96.0%(6,482件/6,752件)	①42.9%(3件/7件) ②96.5%(7,439件/7,710件)	①42.9%(3件/7件) ②97.2%(7,794件/8,016件)		
下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況 2	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。	令和2年度	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。						下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益を保護するには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事件等を積極的に公表し、それ以外の事件を迅速に指導を行い、また、下請事業者が被った不利益の原状回復を図る必要がある。 そのため、本指標を設定し、下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況を測定する。
			下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。 下請取引に係る書面調査の実施状況 ① [親事業者数:39,101名、下請事業者数:214,000名](注1・2) ② 違反事件の処理件数(勧告)[4件] ③ 違反事件の処理件数(指導)[5,980件] ④ 不利益の原状回復を受けた下請事業者数[7,760件] ⑤ 措置により原状回復された下請事業者の不利益[13億2622万円](注3)	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。 同左 ① [親事業者数:39,150名、下請事業者数:214,500名] ② 同左[11件] ③ 同左[6,302件] ④ 同左[6,514件] ⑤ 同左[23億9931万円]	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。 同左 ① [親事業者数:60,000名、下請事業者数:300,000名] ② 同左[9件] ③ 同左[6,752件] ④ 同左[11,025件] ⑤ 同左[33億6716万円]	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。 同左 ① [親事業者数:60,000名、下請事業者数:300,000名] ② 同左[7件] ③ 同左[7,710件] ④ 同左[10,172件] ⑤ 同左[6億7068万円]	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。 同左 ① [親事業者数:60,000名、下請事業者数:300,000名] ② 同左[7件] ③ 同左[8,016件] ④ 同左[7,469件] ⑤ 同左[27億7651万円]		

				⑥ 自発的申出件数[52件]	⑥ 同左[61件]	⑥ 同左[47件]	⑥ 同左[73件]	⑥ 同左[78件]		
				⑦ 自発的申出により不利益の原状回復を受けた下請事業者数[4,524件]	⑦ 同左[2,551件]	⑦ 同左[1,068件]	⑦ 同左[804件]	⑦ 同左[1,926件]		
				⑧ 自発的申出により原状回復された下請事業者の不利益[9億9147万円]	⑧ 同左[6億4449万円]	⑧ 同左[18億4795万円]	⑧ 同左[1億843万円]	⑧ 同左[5849万円]		
達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号
	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度						
下請代金支払遅延等防止法違反事件調査関係経費	116,710 (90,878)	119,638 (110,659)	110,638 (91,490)	127,555	1～2	下請法を的確に運用し、下請取引の公正化を推進して下請事業者の利益を保護するため、下請法に違反する疑いのある行為について実地調査、招致調査等を行って迅速かつ的確に処理して違反行為を排除する。				—
施策の予算額・執行額	116,710 (90,878)	119,638 (110,659)	110,638 (91,490)	127,555	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		令和元年6月21日	成長戦略フォローアップ(閣議決定)		
							令和元年6月21日	経済財政運営と改革の基本方針2019(閣議決定)		

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-3-1)

施策名		競争政策の普及啓発等 競争政策の広報・広聴		担当部局名		官房		作成責任者名		官房総務課長 原 一弘		
施策の概要		独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について、報道発表やウェブサイト等による広報活動を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションを通じて、国民からの意見・要望を広く把握する広聴活動を行い、競争政策に対する国民的理解の増進を図る。		政策体系上の位置付け		競争政策の広報・広聴を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図り、もって公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標		独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションにより意見・要望を把握することを通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図る。		目標設定の考え方・根拠		独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の広報・広聴活動を通じて、競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目標として設定した。		政策評価実施予定時期		令和2年4月～6月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
				年度ごとの実績値								
		目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1 独占禁止法教室における①同教室の開催件数、②同教室の参加者数(注1)		令和2年度	①164件	①196件	①214件 ②15,880人	①236件 ②17,268人	①233件 ②18,529人		独占禁止法教室(中学校・高校・大学の授業に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、競争の重要性や公正取引委員会の役割等に係る講義を行うもの)の実施が生徒や学生に対し、競争の必要性・重要性、公正取引委員会の活動に興味・関心を高める手段として適当かを判断するため、本指標を設定した。 測定指標2については、参加者へのアンケート結果に基づき、①及び②の目標値は過去5年間の平均値を基に、③及び④の目標値は過去3年間の平均値を基に、⑤の目標値は平成30年度下半期及び令和元年度の数値を基に、それぞれ設定した。			
2 独占禁止法教室参加者における①同教室の内容に対する理解度、②同教室の内容に対する満足度、③同教室の講義を受けての競争の重要性等に対する理解の向上、④同教室の講義を受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり、⑤同教室の講義を受けての行動予定(注2)		令和2年度		—	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ⑤60%以上	①85%以上 ②80%以上 ③80%以上 ④75%以上 ⑤60%以上				
3 消費者セミナーにおける①同セミナーの開催件数、②同セミナーの参加者数(注1)		令和2年度	57件	77件	①92件 ②2,345人	①83件 ②2,825人	①82件 ②2,378人		消費者セミナー(独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について対話型・参加型で実施するイベント)			

4	消費者セミナー参加者における①同セミナーの内容に対する理解度、②同セミナーの内容に対する満足度、③同セミナーを受けての競争の重要性等に対する理解度の向上、④同セミナーを受けての公正取引委員会等に対する関心の高まり、⑤同セミナーを受けての行動予定(注2)	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上	令和2年度	—		①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上	①80%以上 ②70%以上 ③70%以上 ④70%以上 ⑤55%以上		の実施が消費者に競争政策、公正取引委員会の活動等を理解してもらう手段として適当かを判断するため、本指標を選定した。 測定指標4については、参加者へのアンケート結果に基づき、①及び②の目標値は過去5年間の平均値を基に、③及び④の目標値は過去3年間の平均値を基に、⑤については平成30年度下半期及び令和元年度の数値を基に、それぞれ設定した。	
				①88% ②78%	①88% ②71%	①85% ②75% ③79% ④77%	①86% ②73% ③78% ④75% ⑤62%	①84% ②74% ③74% ④71% ⑤61%			
5	一日公正取引委員会の開催状況	公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図る。	令和2年度	8件 (1,686人)(注3)	2,222人	1,773人	2,267人	2,459人		一日公正取引委員会(独占禁止法・下請法の講演会、独占禁止法教室、相談コーナー等を1か所の会場で集中的に開催するもの)は、公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るために実施しており、参加者が本施策をどのように評価しているかなどを判断するため、本指標を設定した。 測定指標6は、参加者へのアンケートに基づき、①の目標値は過去5年間の平均値を基に、②の目標値は過去2年間の平均値を基に、それぞれ設定した。	
6	一日公正取引委員会における①一日公正取引委員会の取組への評価、②一日公正取引委員会に参加しての満足度(注4)	①80%以上 ②70%以上	令和2年度	—				①80%以上 ②70%以上	①80%以上 ②70%以上		
				①87%	①87%	①90%	①85% ②77%	①86% ②80%			
7	地方有識者との懇談会における①開催件数、②講演会の参加者数(注5)	全国の様々な地域に所在する有識者に対し、公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するとともに、公正取引委員会の活動への理解と提言等を求める。	令和2年度	委員等	9	8	8	9	8		地方有識者との懇談会(全国の様々な地域に所在する有識者に対して公正取引委員会の取組に関する情報を提供し、当該有識者の幅広い意見や要望を聴取するもの)を実施し、公正取引委員会の活動への理解と提言等を求めていく必要があるため、本指標を設定し、開催状況を測定する。
				地方事務所長等	87	78	89	78	80		
合計	①96件			①86件	①97件	①87件	①88件				
—				②568人	②537人	②550人					
8	地方有識者との懇談会とともに開催される講演会の参加者における①公正取引委員会の活動に対する理解の向上、②独占禁止法・下請法の理解の向上、③公正取引委員会の役割についての賛同(注6)			—		①89% ②83% ③88%	①90% ②87% ③89%	①91% ②89% ③93%			
						—				①90% ②89% ③53%	
9	地方有識者との懇談会(地方事務所長等対応)の参加者における①同懇談会の公正取引委員会の活動に対する理解の向上、②同懇談会参加者の独占禁止法・下請法の理解の向上、③同懇談会を参加しての行動予定(注7)			—				①90% ②89% ③53%			

10	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動についての情報提供状況及び国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じた競争政策に対する理解の増進状況	独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて競争政策に対する理解を増進する。	令和2年度	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 独占禁止懇話会の開催回数[3回] ② 報道発表件数[337件] 各種広報活動(公表したものに係る新聞記事の広告費換算額[3億142万円] ③ メールマガジン登録件数[5,575名] ④ twitter フォロワー数[16,614名] ⑤ twitterの1投稿当たりの平均インプレッション数[2481.3](注8) ⑥ twitterの1投稿当たりの平均エンゲージメント数[46.9](注9) ⑦ 公正取引委員会ウェブサイトへのアクセス件数[1,801,125件] ⑧ 公正取引委員会ウェブサイトに掲載されたパンフレットダウンロード件数及び動画の再生件数[145,537件] ⑨ 独占禁止法教室に係る報道件数[-件](注1) ⑩ 一日公正取引委員会に係る報道件数[-件](注1) ⑪ 地方有識者との懇談会に係る報道件数[-件](注1) ⑫	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[374件] ③ 同左[3億5876万円] ④ 同左[5,771名] ⑤ 同左[31,435名] ⑥ 同左[4545.6] ⑦ 同左[90.9] ⑧ 同左[2,249,084件] ⑨ 同左[232,944件] ⑩ 同左[-件] ⑪ 同左[-件] ⑫ 同左[-件]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[367件] ③ 同左[6億1419万円] ④ 同左[6,015名] ⑤ 同左[41,266名] ⑥ 同左[8595.8] ⑦ 同左[160.0] ⑧ 同左[2,606,074件] ⑨ 同左[185,695件] ⑩ 同左[56件] ⑪ 同左[11件] ⑫ 同左[29件]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[404件] ③ 同左[6億8342万円] ④ 同左[6,167名] ⑤ 同左[46,045名] ⑥ 同左[11162.7] ⑦ 同左[191.1] ⑧ 同左[2,746,824件] ⑨ 同左[235,472件] ⑩ 同左[68件] ⑪ 同左[17件] ⑫ 同左[23件]	以下を始め、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く国民に情報提供を行うとともに、国民各層とのコミュニケーションによる意見・要望の把握を通じて、競争政策に対する理解の増進に努めた。 ① 同左[3回] ② 同左[401件] ③ 同左[7億4274万円] ④ 同左[6,401名] ⑤ 同左[55,186名] ⑥ 同左[9877.5] ⑦ 同左[253.3] ⑧ 同左[7,637,226件] ⑨ 同左[247,035件] ⑩ 同左[33件] ⑪ 同左[18件] ⑫ 同左[20件]	競争政策に対する理解を増進させるためには、独占禁止法等の内容や公正取引委員会の活動について広く情報提供を行う必要があるため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
----	--	---	-------	---	--	--	---	--	--

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指 標	達成手段の概要等	行政事業レ ビュー事業 番号
	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度			
競争政策の広報・広聴に係る経費	23,974 (22,088)	27,375 (25,829)	24,651 (21,080)	23,943	1～10	競争政策に対する国民的理解の増進を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るために、報道発表、ウェブサイトによる情報発信、独占禁止法教室の開催等の各種広報活動及び学界、産業界、経済団体、消費者団体等の有識者との意見交換等の各種広聴活動を行う。	－
ア 独占禁止政策に関する地方有識者との懇談会(内数)	3,950 (3,048)	3,950 (2,906)	3,950 (2,258)	3,834	7～9		2
イ 独占禁止懇話会(内数)	1,727 (1,004)	1,665 (1,536)	1,443 (920)	1,469	10－①		3
ウ 広報アドバイザー事業(内数)	－	3,500 (4,018)	1,000 (932)	1,000	10－⑤～⑦		新30-0001
施策の予算額・執行額	23,974 (22,088)	27,375 (25,829)	24,651 (21,080)	23,943	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	－	

- (注1) 1-②、3-②、10-⑧～⑩の測定指標は、平成29年度より測定することとした。
令和元年度においては、令和2年3月2日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う高等学校及び中学校の休校並びに集会等の活動自粛に伴い、3月に行う予定だった独占禁止法教室及び消費者セミナーのほとんど全てが中止となった。
- (注2) 2-①～2-⑤、4-①～4-⑤の測定指標については、公正取引委員会が独占禁止法教室又は消費者セミナーの参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、2-①、4-①については講義内容等を理解できたかとの問に対し、「理解できた」又は「おおむね理解できた」と回答した参加者の割合、2-②、4-②については講義内容等に関する問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合、2-③、4-③については講義等を受けて市場経済の仕組みや競争の重要性について理解が深まったかとの問に対し、「深まった(そう思う)」又は「やや深まった(ややそう思う)」と回答した参加者の割合、2-④、4-④については講義等を受けて公正取引委員会の活動等に関心が高まったかとの問に対し、「高まった(そう思う)」又は「やや高まった(ややそう思う)」と回答した参加者の割合、2-⑤、4-⑤については参加後に講義等の内容を踏まえた活動を行うかとの趣旨の問に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」との回答の割合を記載している。なお、2-③④、4-③④は平成29年度から、2-⑤、4-⑤については平成30年度下半期より、それぞれ測定した。
- (注3) 本測定指標は、平成27年度まで「開催件数」を測定することとしていたが、平成28年度以降、「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。
- (注4) 測定指標については、公正取引委員会が一日公正取引委員会の参加者に対して実施したアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、①については一日公正取引委員会の取組についての評価の問に対し、「良い」又は「おおむね良い」(平成28年度以前については「非常に良い」又は「良い」と回答した参加者の割合、②については一日公正取引委員会に参加して満足したかとの問に対し、「満足」又は「おおむね満足」と回答した参加者の割合を記載している。
- (注5) 「講演会の参加者数」は、有識者との懇談会(委員等対応)とともに開催される講演会の参加者数を記載した。また、同測定指標については、平成29年度より測定することとした。
- (注6) 8の測定指標については、有識者との懇談会(委員等対応)とともに開催される講演会の参加者に対して平成28年度以降実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている。なお、8-①については講演会を聴講して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった(やや理解が深まった)」と回答した参加者の割合、8-②については講演会を聴講して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった(やや理解が深まった)」と回答した参加者の割合、8-③については講演会を聴講して独占禁止法、公正取引委員会の役割について賛同できたかとの問に対し、「賛同できた」又は「おおむね賛同できた」と回答した参加者の割合を記載している。
- (注7) 9の測定指標については、有識者との懇談会(地方事務所長等対応)の参加者に対して平成30年度下半期より実施しているアンケート結果を用いて測定を行っている(開催先の同意が得られた場合にアンケートを実施している。)。9-①については懇談会に参加して公正取引委員会の活動内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、9-②については懇談会に参加して独占禁止法、下請法等の内容について理解が深まったかとの問に対し、「理解が深まった」又は「おおむね理解が深まった」と回答した参加者の割合、9-③については懇談会参加後の具体的な行動を確認する選択肢に対し、「そう思う」又は「ややそう思う」と回答した割合を記載している。
- (注8) インプレッション数とは、公正取引委員会の投稿がフォローに実際に表示された回数である。フォロワーがリツイート等すると投稿が拡散されることなどにより、インプレッション数が伸びる。
- (注9) エンゲージメント数とは、公正取引委員会の投稿に対する「リツイート」、「返信」、「いいね」、「リンク等のクリック数」等の合計であり、フォロワーが反応した回数である。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-3-2)

施策名	競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進			担当部局名	官房		作成責任者名	国際課長 稲熊 克紀		
施策の概要	二国間、多国間及び技術支援の枠組みにおける海外競争当局間の協力・連携の強化に努めるほか、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。			政策体系上の位置付け	海外競争当局との協力・連携を強化し、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、公正かつ自由な競争の促進に繋がり、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援を積極的に実施すること並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することによって、海外の競争当局等との連携を推進する。			目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争当局間協議の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上、我が国の競争政策の海外への周知等を通じて、海外競争当局等との連携を推進することを目標として設定した。			政策評価実施 予定時期	令和3年4月～7月	
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値						
		目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
1 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	90%以上	令和2年度	80%以上					90%以上	途上国等に競争法・競争政策の理解を深め、執行力を向上させるには、途上国等からのニーズ等を踏まえた技術研修を実施する必要があるため、本指標を設定した。 目標値は、当該研修が有効であったと判断できる水準として設定した。	
			97%	99%	100%	99%	100%			
2 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、研修効果を高めるため、相手国のニーズに合わせた特別な取組を行ったときには、その部分についての評価を独立して求める問いをアンケートに追加し、そうした取組が有効であったと回答した研修生の割合(注2)	75%以上	令和2年度	—				50%以上	75%以上	途上国等に競争法・競争政策の理解を深め、執行力を向上させるには、途上国等からのニーズ等を踏まえた技術研修を実施する必要があるため、本指標を設定した。 目標値は、当該研修における特別な工夫等が有効であったと判断できる水準として設定した。	
							97%			
3 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	36件以上	令和2年度	29件以上	33件以上	34件以上	35件以上	35件以上	36件以上	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースの掲載件数を充実させることで、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く周知させることにつながると考えられるため、本指標を設定した。 目標値は、過去5年間の平均掲載件数を基に設定した。	
			37件	41件	35件	31件	35件			

4	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の実施状況及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況を広く海外に周知	令和2年度	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施及び公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上により我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。					我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するには、競争当局間協議の開催、多国間における検討への参加、途上国等への技術支援、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上を行う必要があるため、本指標を設定し、状況を測定する。	
				以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加及び開発途上国・移行経済国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。		
				① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[8回]	① 同左[5回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]		
				② ICN(国際競争ネットワーク)(注3)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[4回]		
				③ ICN(国際競争ネットワーク)年次総会及び各作業部会ワークショップでのスピーカー等(注4)としての参加人数[19名]	③ 同左[15名]	③ 同左[19名]	③ 同左[15名]	③ 同左[18名]		
				④ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注5)の実施回数[5回]	④ 同左[6回]	④ 同左[5回]	④ 同左[5回]	④ 同左[4回]		
				⑤ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[22回]	⑤ 同左[27回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[20回]	⑤ 同左[20回](注6)		
				⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち、独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[18回]	⑥ 同左[24回]	⑥ 同左[23回]	⑥ 同左[16回]	⑥ 同左[16回]		

				公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数 ⑦ 同左[184,144件]	⑦ 同左[135,424件]	⑦ 同左[87,121件]	⑦ 同左[78,482件]			
				公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[23,403件] ⑧ 同左[134,779件]	⑧ 同左[111,137件]	⑧ 同左[7,033件]	⑧ 同左[8,836件]			
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー事業 番号
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度					
海外競争当局等との連携強化に必要な経費		68,620 (64,097)	64,590 (63,241)	76,460 (71,777)	70,446	1～4	海外の競争当局等との連携を推進するために、競争当局間協議等の開催、多国間における検討への積極的参加、途上国等の競争当局等への技術支援、我が国の競争政策の海外への周知活動等の事業を行う。			－
国際競争組織分担金(内数)		346 (330)	352 (336)	346 (330)	346	－				1
施策の予算額・執行額		68,620 (64,097)	64,590 (63,241)	76,460 (71,777)	70,446	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		平成21年6月2日 平成21年独占禁止法改正法案に対する参経済産業委員会附帯決議		

(注1) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の有効性を問う各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注2) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の事例検討等の講義の有効性を問う各項目において、5段階評価中「5」又は「4」と、4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注3) ICNとは、競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、令和2年1月現在、129か国・地域から142の競争当局が参加している。

(注4) スピーカー等とは、年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおいて、公正取引委員会職員が務めたスピーカーやモデレーターをいう。

(注5) 公正取引委員会は、JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、途上国等における競争法の導入又は強化に資することを目的として、途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また、平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。

(注6) コロナウイルス感染拡大の影響により、3月に行う予定だった国際会議1件が延期となった。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-3-3)

施策名	競争政策の普及啓発等 発注機関における入札談合の未然防止				担当部局名	経済取引局			作成責任者名	経済取引局総務課長 藤井 宣明		
施策の概要	研修の実施等を通じて発注機関における入札談合等の防止のための取組を支援・促進する。				政策体系上の位置付け	発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。						
達成すべき目標	発注機関における入札談合等の防止に係る意識・取組内容の向上を図ることによって、発注機関に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。				目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、発注機関における入札談合等の防止のための取組の支援・促進を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。			政策評価実施予定時期	令和4年4月～7月		
測定指標	目標(値)		目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
				年度ごとの実績値								
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度				
1 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修の実施状況	参加人数 20,000人以上	令和2年度	242回以上	272回以上	参加人数 20,000人以上					入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修を実施し、発注機関の職員が入札談合等防止のための意識を高め、そのための取組を向上させるとともに、入札談合に関与することがないようにするため、本指標を設定した。 測定指標1の目標値は、過去5年間の参加人数を踏まえ設定した。 測定指標2①、②及び④の目標値は、研修対象者が発注担当職員等であることを踏まえ、高水準といえる値を設定した。 測定指標2③の目標値は、過去5年間の実績を踏まえ設定した。		
			317回 (24,494人) (注1、2)	287回 (20,467人)	307回 (22,393人)	333回 (26,162人)	336回 (24,841人) (注7)					
2 入札談合等関与行為防止法に係る発注機関向け研修参加者の状況 ①理解度(注3) ②有益度(注4) ③研修参加後の職場内周知の予定(注5) ④理解度テスト正答率(注6)	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上 ④90%以上	令和2年度	—	①90%以上 ②90%以上 ③85%以上			①90%以上 ②90%以上 ③85%以上 ④90%以上					
			①95.7% ②95.1% ③89.1%	①96.1% ②95.8% ③90.1%	①96.8% ②95.8% ③88.9%	①96.2% ②95.5% ③87.9%	①95.9% ②94.9% ③83.5% ④98.1%					
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等				行政事業レビュー事業番号	
		29年度	30年度	令和元年度								令和2年度
入札談合防止及び法令順守意識向上に必要な経費		7,627 (6,857)	8,821 (8,512)	8,842 (8,704)	8,685	1～2	発注機関に対する入札談合等の防止のための研修を行い、競争的な市場環境を創出する。				—	
施策の予算額・執行額		7,627 (6,857)	8,821 (8,512)	8,842 (8,704)	8,685	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		平成26年9月30日	公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)			
							平成19年1月26日	第166回国会施政方針演説				

(注1) 同測定指標は、平成28年度まで「実施回数」を測定することとしていたが、平成29年度から「参加人数」で測定することとしたため、これまでの参加人数を括弧書きで記載している。

(注2) 参加人数は、基本的には実際に研修に参加した人数(又はアンケート回答数)を集計したものであるが、平成28年度以前については、個々の研修によっては予定人数(使用するテキストの発送数)を集計したこともある。

(注3) 理解度については、アンケートにおいて入札談合等関与行為防止法等への理解度が「深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。

(注4) 有益度については、アンケートにおいて研修の内容について、今後の業務に「役立つ」又は「多少役立つ」と回答した参加者の割合を記載。

(注5) アンケート(「研修会を実施する」、「上司に報告する」、「同僚・部下に報告する」、「研修資料を回覧する」、「周知する予定はない」、「その他」から複数回答可。)において、「周知する予定はない」と回答した参加者の割合を100から差し引いた割合を記載。

(注6) 理解度テスト正答率については、研修後に実施した理解度テストの平均正答率を記載。公取委主催研修及び講師派遣先から要望のあった研修で理解度テストを実施(関東甲信越ブロックのみ)。

(注7) コロナウイルス感染拡大の影響により、2月に行う予定だった発注機関向け研修の一部及び3月に行う予定だった発注機関向け研修のほとんど全てが中止となった。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-3-4)

施策名	競争政策の普及啓発等 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化				担当部局名	官房		作成責任者名	参事官 田中 久美子		
施策の概要	公開のシンポジウム・セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る先端的な課題等に関する情報発信を行う。				政策体系上の位置付け	事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達に資する。					
達成すべき目標	事業者、法曹等の実務家等における競争政策に係る理解の増進を図ることによって、事業者等に対して競争政策の定着を図り、もって、競争的な市場環境を創出する。				目標設定の考え方・根拠	独占禁止法の目的である一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、競争政策の重要性等の情報発信を行って、競争的な市場環境を創出することを目標として設定した。		政策評価実施予定時期	令和4年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値							
		目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
公開のシンポジウム・セミナーの実施状況 ①開催回数 ②競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合		令和2年度	—			①開催回数:4回以上 ②参加登録者数:300名以上 ③新聞記事・雑誌記事への掲載件数:2件以上		①3回以上 ②●%以上	公開のシンポジウム・セミナーを開催し、情報発信を行う目的は、事業者、法曹等の実務家、一般消費者等に競争政策に係る理解の増進につなげ、公正且つ自由な競争環境に対する意識や共感を醸成することである。このため、量的な指標に、参加者の競争政策に係る理解や関心に肯定的な変容を与えることができたかとの質的な指標を加えて、バランスよく政策目標の効果を測定する観点から本指標を設定した。 また、目標値は、開催準備等に必要となる人員、期間等を前提として設定した。		
			①3回 ②204名 ③1件	①4回 ②528名 ③2件	①5回 ②906名 ③1件	①4回 ②806名 ③5件	①2回(注3) ②630名 ③4件				

2	競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことによる競争政策の定着状況	公開のシンポジウム・セミナーの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。	令和2年度	—		公開のシンポジウム・セミナーの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行うことにより、競争政策の定着を図る。				
				公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開セミナー及び国際シンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。	公開のシンポジウムの開催を通じて競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行った。		
				① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	① 公開セミナー参加人数	
				欧州企業結合規制の現状(デジタルプラットフォーム及び電気通信に焦点を当てて)[36名]	課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方[126名]	確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～[48名]	競争政策研究センター設立15周年記念CPRCセミナー[23名]	公開セミナーの開催実績なし		
				テーマ (2) 中国における独占禁止法と知的財産権の関係について[73名]	テーマ (2) 中国における知的財産権濫用規制の動向[57名]	テーマ (2) デジタルエコノミーと競争政策—事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える—[210名]	テーマ			
				独占禁止法と知的財産法の交錯—日中比較の観点から—[23名]	新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策[69名]	スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～[103名]				
				② テーマ選定に係る公開セミナー参加者の満足度[－%](注1)	② (1) 同左[82.1%] (2) 同左[83.0%] (3) 同左[95.9%]	② (1) 同左[96.2%] (2) 同左[92.7%] (3) 同左[88.0%]	② 同左[－%]	② 同左[－%]		
										競争政策の定着を図るには、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行う必要があるため、本指標を設定し、競争政策の定着状況を測定する。

				国際シンポジウム参加人数[178名](テーマ:電子商取引における垂直的制限:競争政策の観点から) ③	国際シンポジウム参加人数[86名](テーマ:グローバル経済の下での企業結合規制:これまでの軌跡と次の10年の課題) ③ (1) 大阪国際シンポジウム参加人数[219名](テーマ:デジタル・エコノミーの進展と競争政策～IoT、データ、プラットフォーム・ビジネスと法～) (2)	国際シンポジウム参加人数[319名](テーマ:ビッグデータとAIの活用がもたらす新しいビジネスと競争政策) ③ (1) 国際シンポジウム参加人数[92名](テーマ:企業結合と業務提携) (2) 大阪国際シンポジウム参加人数[121名](テーマ:デジタル社会における新たな競争政策～プラットフォーム&個人情報保護～) (3)	国際シンポジウム参加人数[156名](テーマ:多様化する働き方と経済活性化～競争政策にできること～) ③ (1) 国際シンポジウム参加人数[204名](テーマ:デジタル市場におけるデータ集中と競争政策) (2)		
		テーマ選定に係る国際シンポジウム参加者の満足度[一%](注1) ③	④ 同左[94.4%]	④ (1) 同左[88.6%]	④ (1) 同左[86.1%]	④ (1) 同左[75.3%]			
				(2) 同左[84.2%]	(2) 同左[83.3%]	(2) 同左[86.6%]			
					(3) 同左[93.9%]				
		公正取引委員会ウェブサイトのCPRCディスカッション・ペーパーのトップページへのアクセス件数[一件](注2) ④	⑤ 同左[4,568件]	⑤ 同左[4,210件]	⑤ 同左[3,417件]	⑤ 同左[2,361件]			

達成手段	予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー事業 番号
	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度			
(1) 競争政策研究経費	23,685 (26,172)	26,048 (27,461)	34,242 (29,183)	27,988	1～2	公開のシンポジウム・セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る先端的な課題等に関する情報発信を行い、競争的な市場環境を創出する。	－
ア 競争政策研究センター(内数)	21,780 (23,491)	21,739 (23,980)	20,818 (24,527)	22,830	1～2		4
(2) 新規市場等調査経費	2,366 (1,375)	1,452 (10)	1,452 (0)	5,554	－		－
施策の予算額・執行額	26,051 (27,547)	27,500 (27,470)	35,694 (29,183)	33,542	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

(注1) 満足度については、アンケートにおいて公開のシンポジウム・セミナーのテーマについて、「大変満足」を5、「おおむね満足」を4、「非常に不満」を1とした5段階評価の結果、「5」又は「4」と回答した参加者の割合を記載。なお、テーマ選定に係るアンケート調査は平成28年度より実施している。

(注2) CPRCディスカッション・ペーパーとは、競争政策研究センターの客員研究員及び研究員による専門的研究の成果やセンターが主催するシンポジウムで公表された内外の専門家による講演テキストなどからなる論文シリーズである。

(注3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、3月に行う予定だったシンポジウムが延期となった。

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公正取引委員会2-3-5)

施策名		競争政策の普及啓発等 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価			担当部局名	経済取引局		作成責任者名	調整課長 小室 尚彦		
施策の概要		①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を実施する。			政策体系上の位置付け	競争的な市場環境の整備に資するため、政府規制等に係る調査・検討及び評価を行い、同分野における競争政策の普及啓発を推進することで、公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的な発達に資する。					
達成すべき目標		①政府規制分野等に関する調査・検討及び②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策の普及啓発を推進する。			目標設定の考え方・根拠	①政府規制分野等に関する調査・検討、②各府省における規制の政策評価における競争評価の取組の支援・促進を通じて、政府規制分野等における競争政策上の考え方を示すことで、競争政策の普及啓発を推進する。		政策評価実施予定時期	令和4年4月～7月		
測定指標		目標(値)		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				年度ごとの実績値							
		目標年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
1 政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表件数		1件以上	令和2年度	—	1件以上					政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表の状況について指標を設定する。 目標値は、調査・検討に必要な標準的な人員、期間等を前提として設定した。	
				1件	1件	0件	1件	2件			
2 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等のアクセス件数		5,000件以上	令和2年度	—				5,000件以上		政府規制分野等に関する調査・検討に係る報告書等の公表によって、政府規制分野における競争政策上の考え方が社会的に認知され、競争政策の普及啓発を推進したことを示すため、本指標を設定し、実施状況を測定する。	
				4,479件(注1)	16,475件	5,324件	15,715件	9,448件			
				(平成26年6月25日)保育分野に関する調査報告書について[2,339件] (1)	(1) 同左[1,870件]	(1) 同左[1,404件]	(1) 同左[604件]	(1) 同左[475件]			
				(平成28年2月4日)外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について[2,140件] (2)	(2) 同左[1,230件]	(2) 同左[879件]	(2) 同左[668件]	(2) 同左[657件]			
				(平成28年9月5日)介護分野に関する調査報告書について[13,375件] (3)	(3) 同左[3,041件]	(3) 同左[3,041件]	(3) 同左[1,391件]	(3) 同左[1,396件]			
							(平成30年6月28日)携帯電話市場における競争政策上の課題について[13,052件] (4)	(4) 同左[2,723件]			

							(5) (令和元年6月28日)小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について[2,454件]			
							(6) (令和元年10月1日)中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について[1,743件]			
3	競争評価に関する検討会議の開催回数	3回以上	令和2年度	－				3回以上		各府省における競争評価の取組の支援・促進のために、競争評価の手法等の改善等を検討する。有識者による競争評価に関する検討会議の開催状況について、指標を設定する。
				0回	2回	2回	3回	3回		
4	各府省において実施された規制の政策評価の件数に対して競争評価チェックリスト(注2)を用いた競争評価が実施された件数の割合	100%	令和2年度	－				100%		各府省において規制の政策評価における競争評価の取組が定着していることを示すため、本指標を設定し、実施状況を測定する。
				100%	100%	100%	100%	100%		
達成手段		予算額計(執行額) (千円)			当初予算額 (千円)	関連する指標	達成手段の概要等			行政事業レビュー事業番号
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度					
独占禁止法適用除外制度及び政府規制分野に関する調査・検討経費		9,885 (7,028)	9,340 (7,402)	8,979 (7,563)	9,233	1～4	競争政策を普及啓発するため、①政府規制分野等における調査検討、②規制影響分析の調査検討等を行う。			－
		1,000 (204)	881 (996)	881 (377)	1,130	3				5
施策の予算額・執行額		9,885 (7,028)	9,340 (7,402)	8,979 (7,563)	9,233	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)				

(注1) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注2) 競争評価チェックリストを用いた競争評価とは、規制の新設・改廃が競争に与える影響を特定する方法として、あらかじめ作成されたチェックリストの設問に答える方法で各行政機関が行う競争評価である。